

第14次労働災害防止計画に基づく林業の安全対策

株式会社 BREXA PCT

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館2階

TEL : 03-3286-6555 FAX : 03-3286-6556

<https://www.pctc.co.jp/>



1 林業の現場の変化



2 林業における危険な作業



3 労働災害防止計画の推進

第14次 労働災害防止計画



労働災害の減少に向けた
総合的な対策を推進

国は「第14次労働災害防止計画」を策定し、労働災害の減少に向けた総合的な対策を推進しています。

【計画の基本理念】

国、事業者、労働者が一体となり、
「一人の被災者も出さない」という考えのもと、
安全衛生対策を推進しなければなりません。特に中小企業や高齢化に伴う労働災害の増加への対応を重視しています。

要約すると、

「働く人の安全・健康を守るため、高齢化や多様な働き方に対応しながら、労働災害の削減を目指す国の5か年計画」となります。

4 安全対策の体系的な実施

作業ルールの徹底



- ・作業計画の策定
- ・作業指揮者の選任
- ・作業区域の明確化
- ・立入禁止措置など

安全装備の着用



- ・ヘルメットフェイスガード
- ・保護ズボン、手袋
- ・安全靴の着用徹底

緊急連絡体制の整備



- ・緊急連絡網の整備
- ・通信手段の確保
- ・救急処置用資材の常備
- ・普通救命講習の受講

教育・意識の向上



- ・安全衛生教育の実施
- ・危険予知活動の推進
- ・安全文化の醸成

現場で実効性を持って運用することで、災害を未然に防ぎます。

その計画を達成するためには、事業者および労働者が、この計画に基づく

・林業分野の安全対策
・改正労働安全衛生法の内容
・発注者に求められる取組み
を体系的に整理し、労働災害の減少に向けた総合的な対策を推進しなければなりません。

5 今後の課題と持続可能な林業の実現へ

ICT・デジタル技術の活用



個人事業者を含めた
安全文化の醸成



継続的な改善活動



すべての働く人の
安全と健康を守る



安全は「コスト」ではなく「投資」です。持続可能な林業の実現を目指します。

2：伐木作業及び車両系木材伐出機械の運転等に係る

労働安全衛生規則に基づく措置



車両系林業機械の作業区域と安全対策 労働安全衛生規則に基づく措置のポイント

1. 作業区域の設定

作業半径内を作業区域とし、関係労働者以外の立ち入りを禁止します。



2. 主な安全対策（労働安全衛生規則に基づく）



①特別教育の実施
車両系木材伐出機械を運転する者は、特別教育を受講し、運転者として従事する



②作業開始前点検の実施
毎日の作業開始前に、ブレーキ、制動装置、油圧装置、ワイヤーロープ等を点検し、異常が無いことを確認しなければならない



③安定した作業地盤の確保
地盤の軟弱な場所、傾斜地、崩壊の恐れのある場所では、十分な措置をとる。傾斜地では機械の特性を理解し、無理な作業は行わない



④接触・挟まれ等災害の防止
作業区域内に人を立ち入らせない。旋回範囲や後進走行時に注意し、状況により合図・誘導者を配置する



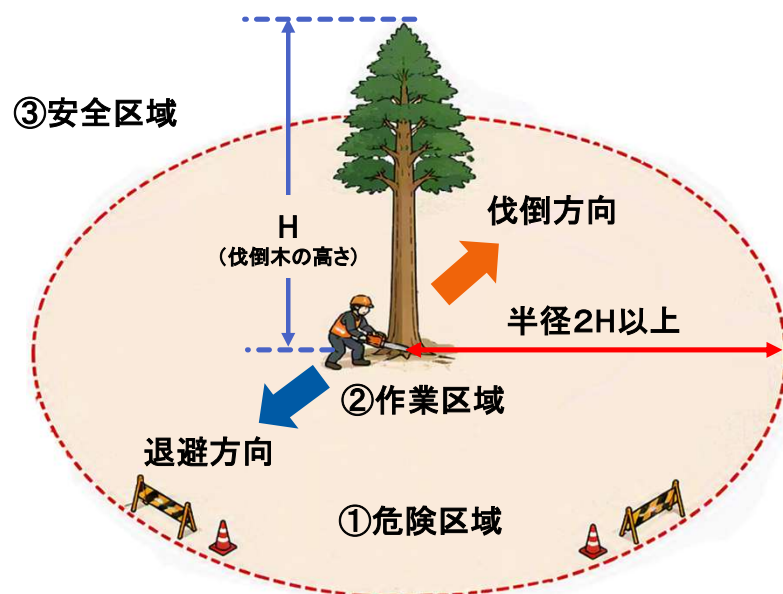
⑤シートベルトの着用
運転者は、機械の転倒等により運転席から投げ出されないようするためシートベルトを着用する

3：チェーンソーによる伐木等作業の安全に関する

ガイドラインに基づく措置



伐倒作業の作業区域と安全措置（労働安全衛生規則に基づく）



作業区域の構成

- ① 危険区域： 伐倒木の高さ（H）の2倍以上の半径の区域
※ 倒木、枝の落下、跳ね返り等による危険を防止するため
- ② 作業区域： 伐倒作業に直接関わる作業員がいる区域
- ③ 安全区域： 退避後に安全を確保する区域（危険区域の外側）

労働安全衛生規則に基づく主な措置



① 作業計画の作成

伐倒方法、伐倒方向、退避路、作業員の配置等を事前に定め、関係者に周知する。



② 作業指揮者の選任

作業指揮者を選任し、作業の指揮、合図、作業者の安全確保を行う。



③ 作業区域の明確化・立入禁止措置

危険区域を明確にし、関係者以外の立入りを禁止する。標識・バリケード等を設置する。



④ 作業開始前の点検・合図の実施

作業開始前に、立入者がいないことを確認し、合図・連絡により伐倒を開始する。

作業前の確認事項（例）

- ・ 伐倒木の状態（傾き、枯損、つる等）
- ・ 周辺の立木、地形、落下物の危険
- ・ 退避路の確保（障害物の除去）
- ・ 気象状況（強風、降雨、積雪等）
- ・ 作業員の配置と合図方法の確認

伐倒作業の手順（例）

① 作業準備・区域設定



伐倒計画に基づき、危険区域を設定し、立入禁止措置を行う。

② 安全確認・合図



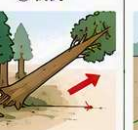
作業指揮者が安全確認を行い、合図・連絡をして作業を開始。

③ 受け口・追い口の作成



受け口（方向決定）を作り、追い口を入れる。

④ 伐倒



伐倒方向を確認しながら、確実に伐倒する。

⑤ 退避



伐倒後は、速やかに退避路を通って安全区域へ退避する。

禁止事項（例）

- × 危険区域内への立入り
- × 伐倒方向前方の立入り
- × 退避路の遮断となる場所への立入り
- × 合図・連絡を行わない伐倒の開始

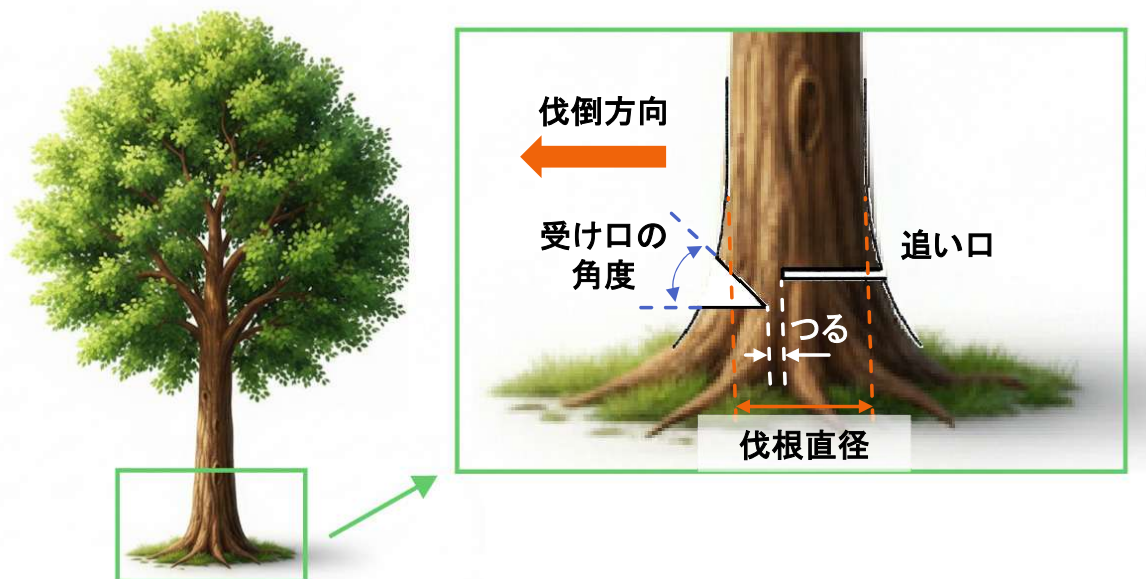
重要

これらの措置を確実に実施し、「一人の被災者も出さない」安全な伐倒作業を行いましょう。

3：チェーンソーによる伐木等作業の安全に関する ガイドラインに基づく措置



伐倒作業の作業区域と安全措置（労働安全衛生規則に基づく）



作業前の確認事項（例）

- ・伐倒木の状態（傾き、枯損、つる等）
- ・周辺の立木、地形、落下物の危険
- ・退避路の確保（障害物の除去）
- ・気象状況（強風、降雨、積雪等）
- ・作業者の配置と合図方法の確認

伐倒作業の手順（例）

① 作業準備・区域設定



伐倒計画に基づき、危険区域を設定し、立入禁止措置を行う。

② 安全確認・合図



作業指揮者が安全確認を行い、合図・連絡をして作業を開始。

③ 受け口・追い口の作成



受け口（方向決定）を作り、追い口を入れる。

④ 伐倒



伐倒方向を確認しながら、確実に伐倒する。

⑤ 退避



伐倒後は、速やかに退避路を遡って安全区域へ退避する。

禁止事項（例）

- × 危険区域内への立入り
- × 伐倒方向前方の立入り
- × 退避路の遮断となる場所への立入り
- × 合図・連絡を行わない伐倒の開始

⚠ 重要

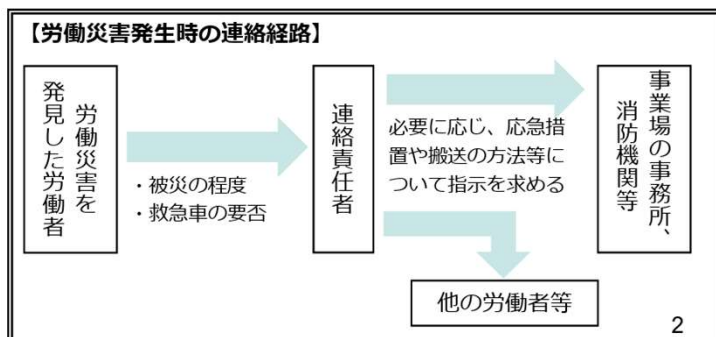
これらの措置を確実に実施し、「一人の被災者も出さない」安全な伐倒作業を行いましょう。

4：「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のための ガイドライン」に基づく措置



労働災害発生時の連絡経路

災害発生時の対応例



火傷の場合：まず冷たい水で患部を冷やし、その後清潔なガーゼで覆います。

骨折が疑われる場合：動かさずに固定し、できるだけ早く専門の医療機関に運ぶことが重要です。応急処置の知識を持っていると、緊急時に役立ちます。

救急車を要請した場合

総務省消防庁は、2024年における救急車の現場到着時間が全国平均で約9.8分だったと発表しました。到着時間は前年より0.2分短縮されたものの、救急出動件数は771万件を超え、過去最多を更新しています。特に山間地では、連絡手段の途絶、救急車の到着に時間がかかる、要救護者を道路まで運搬するために時間を要するなどの対応が必要になります。

そのためにも「普通救命講習」を受講し「一次救命措置」が出来るようになりましょう

4：「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のための
ガイドライン」に基づく措置



東京消防庁
Tokyo Fire Department

Language

東京都公式ホームページ

サイト内検索

トップ

個人の方へ

事業所の方へ

消防の紹介

試験・講習

採用・募集

各種申請

武蔵野消防署

消防署トップ / 消防署紹介 / 窓口案内 / 消防署からのお知らせ / 広報だより / 武蔵野消防少年団 / 各種申請様式

トップ > 消防署 > 武蔵野消防署 > 救命講習案内

救命講習案内

救命講習の知識が命を救う一歩になります！

けが人や急病者が発生した場合、その場に居合わせた人が応急手当を速やかに行えば、命が助かる可能性が非常に高くなり実際に救急現場においても、救急隊に引き継ぎ尊い命が救われた事例が数多く報告されています。

緊急事態に遭遇した場合、適切な応急手当を実施するには、日頃から応急手当に関する知識と技術を身に付けておくことが大切です。救える命を救うために「救命講習」を受講しましょう。

1. 救命講習

担当部署：警防課救急係		申し込み方法：ウェブの問い合わせフォーム		
講習種別	時間	講習内容	有効期限	認定証等交付
救命入門コース	45分	小学校高学年の方、普通救命講習の受講希望があるが、講習時間が取れない方、これから普通救命講習を受講される方等を対象とした胸骨圧迫やAEDを中心に学ぶコース	—	受講証
	90分			
普通救命講習	大人編	心肺蘇生やAEDの使用法、窒息の手当、止血の方法などを学ぶコース※	3年間	救命技能認定証
	生徒編			
	短縮			

普通救命講習 (自動体外式除細動器業務従事者)	4時間	AED一定頻度者を対象とした講習です。普通救命講習に加えて、知識の確認と実技の評価があります。	3年間	救命技能認定証
普通救命再講習	2時間 20分	前回の普通救命講習受講日から 3年以内 に再度受講する方のためのコースです。	3年間	救命技能認定証
上級救命講習	大人編	普通救命講習(自動体外式除細動器業務従事者)の内容に加え、小児・乳児の心肺蘇生、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法などを学ぶコースです。※	3年間	救命技能認定証
	生徒編			
	短縮			
上級救命再講習	3時間	前回の上級救命講習受講日から 3年以内 に再度受講する方のためのコースです。	3年間	救命技能認定証

※短縮講習(電子学習室の事前学習)

講習日の前1か月以内に東京消防庁HP内の電子学習室にて学習した後、テストに合格すると講習を短縮することができます。テストは合格するまで何回でもチャレンジできます。テストの実施結果(印刷又はスマートフォンの画像)を受講日にご持参ください。

電子学習室は[こちらから](#)

2. 応急救護訓練

担当部署：警防課防災安全係 申し込み方法：電話での申し込み
お問合せ先：0422-51-0119(内線320)

講習種別	時間	講習内容	有効期限	認定証交付等
応急救護訓練	希望する時間	AEDの取扱い、気道異物除去、外傷の手当てなどを訓練することができます。	—	交付なし

各市町村の消防署などへ連絡し、普通救命講習等を受講することで、労働災害発生時の対応が速やかに行えるよう、日頃から訓練をして下さい

個人事業者を含む「働くすべての人」を守る制度へ

改正のポイント

- ・従来の労働安全衛生法は、主に「労働者」を保護対象としていた
- ・改正後は、個人事業者等を含む「働くすべての作業従事者」へ対象を拡大
- ・現場の実態に合わせ、安全衛生対策を広げる大きな制度改革

期待される効果

- ✓ 現場全体の安全水準向上
- ✓ 労働災害の未然防止
- ✓ 安全管理の対象拡大によるリスク低減
- ・個人事業者等が法令用語
- ・一人親方やフリーランスは一般用語

今後は、発注段階から安全を織り込んだ計画を策定し、受注者との間で安全に関する認識を共有することが不可欠です。

それぞれが包括的に対応することが重要

以上のように、第14次労働災害防止計画に基づく対策、ガイドラインの活用、法改正、そして発注者の役割強化は、それぞれが相互に補完し合いながら、林業を含む現場の安全性向上を目指す包括的な枠組みを形成しています。しかし、制度やガイドラインが整備されたとしても、それが実際の現場で適切に実行されなければ、その効果は限定的であり、現場の安全性を向上するためには意識改革、教育の充実、そして継続的な改善活動が不可欠です。

今後の課題としては、特に個人事業者等を含めた安全文化の醸成が挙げられる。形式的な遵守にとどまらず、「なぜその対策が必要なのか」を理解し、自発的に行動する風土を築くことが重要です。また、ICTやデジタル技術の活用による安全管理の高度化も期待されます。例えば、ドローンによる現場把握や位置情報の共有、ウェアラブルデバイスを活用した健康管理など、新たな技術を取り入れることで、安全対策の質を一層高めることが可能です。

安全は「コスト」ではなく「投資」です。事故を未然に防ぐことは、人命を守るだけでなく、事業の継続性や社会的信頼の確保にも直結します。これらの取り組みを着実に推進していくことこそが、持続可能な林業の実現に向けた鍵となります。